○外務省告示第百八十九号

平成三十年五月九日に東京で、日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成三十年五月二十八日

外務大臣　河野　太郎

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の映画産業が、映画製作における一層緊密な相互協力から利益を得ることを考慮し、

映画の分野における両国間の協力に立脚し、及びこれを拡大することを求め、

両国の映画産業並びに文化的及び経済的な交流の発展に資する映画共同製作を促進し、及び円滑にすることを希望し、

これらの交流が両国間の関係の強化に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

この協定は、両国の映画製作者間の交流を強化し、及び両国間の映画共同製作を拡大することを目的とする。

第二条　定義

この協定の適用上、

1　「共同製作団体」とは、共同製作映画の製作に参加する日本国又は中華人民共和国（以下「中国」という。）の法人又は団体をいう。

2　「共同製作映画」とは、一又は二以上の日本側共同製作団体と一又は二以上の中国側共同製作団体とが協力して共同投資及び共有著作権によって製作する映画をいい、第六条の規定が適用される映画を含む。

3　「映画」とは、何らかの素材に収録された映像又は映像及び音声の総体（少なくとも、フィクション映画、記録映画及びアニメーション映画を含む。）であって、主として劇場での上映を目的とするものをいう。

4　「権限のある当局」とは、この協定の適用及び実施について責任を負う当局として両締約国政府が指定する当局をいう。

第三条　自国の映画としての認定及び特典を受ける権利

共同製作映画は、日本国及び中国のそれぞれにおいて、自国の法令に従って自国の映画に与えられており、又は与えられる可能性のある全ての特典を完全に享受することが認められる。これらの特典は、当該特典を与える国の共同製作団体についてのみ与えられる。

第四条　権限のある当局

各締約国政府の権限のある当局については、この協定の附属書に記載する。第十条の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、自国の権限のある当局として他の機関を指定することを希望する場合には、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてこの変更を書面により事前に通報する。

第五条　共同製作映画の確認又は承認

1　この協定に従って特典を受けることを希望する共同製作団体は、共同製作映画の製作に入る前に、それぞれの権限のある当局による当該共同製作映画に関する暫定的な確認又は承認を申請し、及び受ける。

2　共同製作映画は、それぞれの権限のある当局が定める暫定的な確認又は承認の条件に従って製作する。

3　1に規定する暫定的な確認又は承認を受けた共同製作団体は、その共同製作映画の製作が完了した後、特典を受けるためにそれぞれの権限のある当局による最終的な確認又は承認を申請し、及び受けるよう要求される。

4　この協定の附属書は、共同製作団体が権限のある当局に対し1及び3に規定する確認又は承認を申請するための手続規則を定める。

5　権限のある当局は、プロジェクトがこの協定の規定に合致しているかどうかについてこれらの権限のある当局が決定することができるようにするため、いずれかの権限のある当局の要請により相互に協議する。

6　権限のある当局は、この協定の一般的な目的を達成するため、1及び3に規定する確認又は承認を与えるに当たり、条件を定めることができる。

7　権限のある当局は、確認又は承認を与える又は与えない旨の決定（6に規定する条件を含む。）が各国の法令の範囲内で行われることを確保する。

第六条　第三国との共同製作

1　権限のある当局が共同して確認し、又は承認する場合には、第三国からの製作団体は、この協定に基づく共同製作映画の共同製作に参加することができる。

2　第三国の共同製作団体は、当該共同製作団体の国と日本国又は中国との間で効力を有する映画共同製作協定の条件に基づいて映画を製作するために要求されることとなる共同製作としての位置付けに関する全ての条件を満たさなければならない。

第七条　共同製作映画としての位置付けの申請

1　日本国の共同製作団体は、日本国の権限のある当局に対する第五条1及び3に規定する確認の申請について責任を負う。

2　中国の共同製作団体は、中国の権限のある当局に対する第五条1及び3に規定する承認の申請について責任を負う。

第八条　機器の輸入

各締約国政府は、共同製作映画を製作するための機器の一時輸入に関する税関手続を自国の法令に従って実施することを確認する。

第九条　公開の許可

権限のある当局による共同製作映画の確認又は承認は、完成した映画の自国における公開を許可することについて、いずれの締約国政府の関係当局も拘束しない。

第十条　附属書の地位

1　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

2　第十二条4の規定にかかわらず、附属書の修正は、権限のある当局間の協議によって行われるものとし、当該修正に関するこれらの権限のある当局の合意を通報する外交上の公文の交換を通じて合意した修正が確認された後に効力を生ずる。

第十一条　実施

1　この協定の実施は、各国の関係法令に従うことを条件とする。

2　この協定は、各国の利用可能な予算に従って実施される。

3　この協定の解釈又は適用に関するいかなる事項も、権限のある当局間の協議によってのみ解決される。

4　この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条　効力発生、有効期間及び改正

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、五年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、この期間の満了の日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に更に五年間延長されるものとし、その後は、同様の期間ずつ同様に更新されるものとする。

3　この協定に基づく権限のある当局による確認又は承認に従って製作されたが、この協定の終了後に完成した映画は、共同製作映画として取り扱われる。したがって、その共同製作団体は、この協定の全ての特典を受ける権利を有する。